



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年2月24日火曜日 第1535号

◇ 目次 ◇

字の区域の変更（双海町）.....	171
土地改良事業の計画の変更の認可.....	171
町営土地改良事業の施行の同意（3件）.....	171
村営土地改良事業の施行の同意.....	171
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（10件）.....	171
市営土地改良事業の換地処分.....	173
町営土地改良事業の換地処分.....	173
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	173
付保義務の発生.....	173
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	174
開発行為に関する工事の完了.....	174
特定計量器の定期検査の実施.....	174

正 誤

平成16年2月17日付け第1533号愛媛県告示第289号（字の区域の変更（弓削町））中..... 175

告 示

○愛媛県告示第332号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、双海町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年2月24日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する区域				摘要	
	字	名	地 番			
大字上灘	字池尻	大字上灘	字東峰	甲2137の一部、甲2138の一部及び甲2139の1の一部		これに伴う道路、水路等を含む。
		大字上灘	字矢野	戊492の1、戊492の2、戊498の3、戊499、戊507の3から戊507の5まで及び戊508の3の一部		
大字上灘	字東峰	大字上灘	字池尻	甲2240の一部		
		大字上灘	字矢野	戊508の2及び戊508の3の一部		

○愛媛県告示第333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・洪水幹線地区）の計画の変更を平成16年2月9日認可した。

平成16年2月24日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の

規定により、玉川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・法界寺地区）の施行に平成16年2月9日同意した。

平成16年2月24日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第335号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松前町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・鶴吉地区）の施行に平成16年2月9日同意した。

平成16年2月24日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第336号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、津島町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・繁近地区）の施行に平成16年2月13日同意した。

平成16年2月24日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第337号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、日吉村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下鍵山地区）の施行に平成16年2月13日同意した。

平成16年2月24日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第338号

大西町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・荒神池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年2月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・荒神池地区）計画書の写し
- (2) 大西町営土地改良事業等の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成16年2月25日から3月23日まで

3 縦覧場所
大西町役場

○愛媛県告示第 339 号

吉海町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・奥地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 2月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・奥地区）計画書の写し
 - (2) 吉海町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成16年 2月25日から 3月23日まで
- 3 縦覧場所
吉海町役場

○愛媛県告示第 340 号

伯方町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・弓馬地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 2月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・弓馬地区）計画書の写し
 - (2) 伯方町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成16年 2月25日から 3月23日まで
- 3 縦覧場所
伯方町役場

○愛媛県告示第 341 号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・横田地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 2月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・横田地区）計画書の写し
 - (2) 内子町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

- 2 縦覧期間
平成16年 2月25日から 3月23日まで
- 3 縦覧場所
内子町役場

○愛媛県告示第 342 号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・寺藪地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 2月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・寺藪地区）計画書の写し
 - (2) 内子町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成16年 2月25日から 3月23日まで
- 3 縦覧場所
内子町役場

○愛媛県告示第 343 号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・石神地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 2月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・石神地区）計画書の写し
 - (2) 内子町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成16年 2月25日から 3月23日まで
- 3 縦覧場所
内子町役場

○愛媛県告示第 344 号

野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・下権現駄馬地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 2月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・下権現駄馬地区）計画書の写し

- (2) 野村町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成16年2月25日から3月23日まで
- 3 縦覧場所
野村町役場

○愛媛県告示第345号

広見町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・永野市地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年2月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・永野市地区）計画書の写し
- (2) 広見町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成16年2月25日から3月23日まで
- 3 縦覧場所
広見町役場

○愛媛県告示第346号

広見町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東仲地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年2月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東仲地区）計画書の写し
- (2) 広見町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成16年2月25日から3月23日まで
- 3 縦覧場所
広見町役場

○愛媛県告示第347号

城辺町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・土居地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年2月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称

町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・土居地区）計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成16年2月25日から3月23日まで
- 3 縦覧場所
城辺町役場

○愛媛県告示第348号

平成16年1月30日今治市営基盤整備促進事業野間北地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成16年2月24日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第349号

平成16年2月10日双海町営棚田地域等保全整備事業峰高地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成16年2月24日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第350号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成16年1月26日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成16年2月24日

愛媛県知事 加戸守行

第2条の表2の項利子補給率の欄中「1分2厘」を「1分1厘5毛」に、「年1分」を「年9厘5毛」に改める。

○愛媛県告示第351号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成16年2月24日

愛媛県知事 加戸守行

（今治地方局管内）

大三島加入区

○愛媛県告示第 352 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、中島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年 2月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

中島町

温泉郡中島町大字大浦1626番地

代表者 町長 武田 満幸

温泉郡中島町大字大浦1776番地

2 埋立区域

(1) 位置

温泉郡中島町大字饒甲 219 番 1 から同甲 220 番 2 までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から12点までを順次直線で結んだ線並びに12点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.55メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（温泉郡中島町大字饒甲 213 番地先の堤内の金属鉋）は、北緯33度59分09秒、東経 132 度36分23秒の地点

1 点は、基点から真北29度15分49秒 27.58メートルの地点

2 点は、1点から真北 290 度39分47秒 12.66メートルの地点

3 点は、2点から真北20度31分06秒8.01メートルの地点

4 点は、3点から真北 110 度23分07秒5.82メートルの地点

5 点は、4点から真北20度33分45秒 25.97メートルの地点

6 点は、5点から真北 292 度02分06秒2.10メートルの地点

7 点は、6点から真北20度25分51秒5.03メートルの地点

8 点は、7点から真北 111 度27分18秒2.12メートルの地点

9 点は、8点から真北20度28分31秒2.99メートルの地点

10 点は、9点から真北 291 度11分18秒5.81メートルの地点

11 点は、10点から真北20度52分14秒 23.01メートルの地点

12 点は、11点から真北 111 度23分37秒9.26メートルの地点

(3) 面積

645.29平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年 2月28日 愛媛県指令港第44号

4 しゅん功認可年月日

平成16年 2月24日

○愛媛県告示第 353 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年 2月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15西局建（開）第30号 平成16年 2月10日	西条市下島山字西門田甲813番 2	西条市神拝甲355番地の 1 鈴木 昭 彦
15西局建（開）第31号 平成16年 2月10日	西条市福武字円満地甲1134番 2	西条市福武甲1176番地 有限会社 盛実米穀 代表取締役 盛 実 進

○愛媛県告示第 354 号

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条第 1 項の規定により、八幡浜市、西宇和郡、宇和島市、北宇和郡、南宇和郡の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条第 1 項各号に規定する特定計量器の検査は、平成16年 4 月 1 日から12月28日までの間において実施する。

平成16年 2月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査日	検査時	検査場所	検査区域	対象となる特定計量器
平成16年4月12日	午前10時から午後3時まで	八幡浜市役所	八幡浜市	非自動はかり（計量法施行令第5条第1号又は第2号に掲げるもの及び同政令附別表第2に掲げるものを除く。） 分銅 定量おもり 定量増おもり
" 13日	午前10時から午後3時まで	神山地区公民館		
" 14日	午前10時から午前11時30分まで	J A 西宇和 川上共選場		
" 14日	午後1時から午後3時まで	J A 西宇和 真穴共選場		
" 15日	午前10時から午前11時30分まで	千丈地区公民館		
" 15日	午後1時から午後3時まで	八幡浜市役所 日土支所		
" 16日	午前10時から午後3時まで	八幡浜市総合福祉文化センター		

" 19日	午前10時 午後3時	から まで	八幡浜市役所	
" 20日	午前10時 午後3時	から まで	保内町中央公民館	保内町
" 21日	午前10時 午後3時	から まで	保内町中央公民館	
5月10日	午前10時 正	から まで	伊方町町民会館	伊方町
" 10日	午後1時 午後3時	から まで	伊方町役場 町見支所	
" 11日	午前11時 午後3時	から まで	瀬戸町民センター	瀬戸町
" 12日	午前11時 午後3時	から まで	三崎町商工会	三崎町
" 13日	午前10時30分 午後3時	から まで	市立勤労青少年ホ ーム	
" 14日	午前10時30分 午後3時	から まで	市立図書館	
" 17日	午前10時30分 午後3時	から まで	市立図書館	
" 18日	午前10時30分 午後3時	から まで	宇和島市役所	
" 19日	午前10時 午前11時	から まで	J A えひめ南 九 島支所	
" 19日	午後2時30分 午後3時30分	から まで	J A えひめ南 来 村支所	宇和島 市
" 20日	午前10時 正	から まで	宇和島市役所 宇 和海支所	
" 20日	午後1時30分 午後2時	から まで	J A えひめ南 下 波支所	
" 21日	午前10時 午前11時	から まで	定期船待合所 (日振島ボケット パーク)	
" 21日	午後1時 午後2時	から まで	J A えひめ南 宇 和海第2支所	
" 21日	午後2時30分 午後3時30分	から まで	J A えひめ南 嘉 島出張所	
" 24日	午前10時30分 午後3時	から まで	宇和島市役所	
6月1日	午前10時30分 午後3時	から まで	吉田公民館	
" 2日	午前10時30分 正	から まで	J A えひめ南 玉 津支所	吉田町
" 2日	午後1時30分 午後3時	から まで	J A えひめ南 奥 南支所	
" 3日	午前11時 正	から まで	下灘公民館	
" 3日	午後2時 午後3時	から まで	御槇公民館	津島町
" 4日	午前10時 午前11時30分	から まで	津島町商工会	
" 4日	午後1時 午後2時30分	から まで	津島町役場	
" 7日	午前11時 午後3時	から まで	日吉村役場	日吉村
" 8日	午前10時 午後3時	から まで	中央公民館	広見町
" 9日	午前10時 午後3時	から まで	中央公民館	
" 10日	午前10時 午後3時	から まで	三間町役場	三間町
" 11日	午前10時 午後2時	から まで	松野町山村開発町 民センター	松野町
" 14日	午後1時 午後3時	から まで	一本松町役場	一本松 町
" 15日	午前10時 午前11時30分	から まで	西海町民会館 福 浦分館	西海町
" 15日	午後1時 午後3時	から まで	西海町民会館	
" 16日	午前10時 午後3時	から まで	御荘町文化センタ ー	御荘町
" 17日	午前10時 午後3時	から まで	城辺町社会福祉会 館	城辺町
" 18日	午前10時 正	から まで	深浦漁業協同組合	

" 21日	午前11時 午後2時	から まで	内海村役場	内海村
-------	---------------	----------	-------	-----

正 誤

○正 誤

平成16年2月17日付け第1533号愛媛県告示第289号(字の区域の変更(弓削町))中

ページ	箇 所	誤	正
141	表の区域欄中	弓削町鎌田1、2及 び2の2の地先	弓削町鎌田1、2及 び2の2の地先公有 水面埋立地

